

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年1月4日

岡山市長 高谷茂男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山駅前第一市街地再開発ビル

所在地 岡山市北区駅前町一丁目8番

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社エディオン

住所 広島市中区紙屋町二丁目1番18号

代表者の氏名 代表取締役社長 久保 允誉

ほか16者

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

① 小売業を行う者（株式会社花子本部及び株式会社ナガセビューティケアを追加するもの）

（変更前）株式会社天満屋ストアほか17者

（変更後）株式会社天満屋ストアほか19者

② 小売業を行う者の代表者の氏名等

(変更前) 届出書別紙2 (小売業者一覧表 (変更前)) に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙2 (小売業者一覧表 (変更後)) に記載のとおり

(4) 変更年月日

① 株式会社花子本部 平成24年8月24日

② 株式会社ナガセビューティケア 平成24年11月6日

2 届出年月日

平成24年12月21日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年1月4日から平成25年5月4日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業課